

# 令和8年度 放課後教室の事業概要

## 1 目的

放課後教室は『子どもたちに放課後の安心・安全な居場所を提供し、学年の異なる子ども同士の交流や地域の方との交流、また様々な体験活動などを通して、子どもたちの健やかな成長を図るとともに、保護者の子育てを支援すること』を目的として実施しています。

## 2 対象者

土岐市内の小学校に在籍する児童

利用できるのは、在籍している小学校で実施している放課後教室です

利用料の未納がない世帯

## 3 開室日・開室時間

(1) 月曜～金曜の授業がある日	授業終了後	～	18：00
(2) 夏休み等長期休業日の月曜～金曜（祝日除く）	8：00	～	18：00
(3) <u>延長利用</u> （放課後教室の開室日）	<u>18：00</u>	～	<u>19：00</u>
(4) 留意事項			

- ・毎月の予定は、すぐーるにて配信します。
- ・授業のある日でも、昼食のない日は開室しません。
- ・土曜、日曜、祝日、学校の振替休業日、年末年始（12/29～1/3）、長期休業日の中うち小学校が日直を置かない日（閉庁日）は開室しません。閉庁日は学校ごとに異なる場合があります。その他、小学校の行事などにより休室となる場合があります。
- ・延長利用の児童が全て帰宅した時点で閉室する場合があります。

## 4 活動場所

放課後教室、体育館、グラウンドなど。

## 5 活動内容

- (1) 自主的な学習（宿題、読書など）
- (2) 自由遊び（お絵かき、折り紙、外遊びなど）
- (3) 体験活動（工作など）

## 6 運営指導体制

- (1) 室長1名、指導員数名が放課後教室の運営をします。
- (2) 地域のボランティアの方（支援員）にも参加していただき交流を図ります。

## 7 参加票

- (1) 放課後教室の利用には必ず「参加票」が必要です。  
「参加票」には、氏名等必要事項をご記入ください。
- (2) 放課後教室を利用する日に、「お迎えに来る方の続柄」「お迎え予定時刻」を記入し、お子さんと確認してください。
- (3) 「参加票」は、3か月間使用します。

利用される前に、各放課後教室にて保護者の方が「参加票」の受け取りをお願いします。

＜参加票の書き方＞

日	曜日	迎えに来る方の 続柄	お迎え 予定時刻	連絡事項等(教室↔保護者)	お迎え 確認	備考
1	木	母	16:45			
2	金					
3	土					休み

## 8 利用方法

- (1) ご自宅で「参加票」に毎日、保護者の方が記入し、登校時に児童に持たせてください。「参加票」がないと利用できません。
- (2) 授業終了後、下校せずに放課後教室に行き、児童が「参加票」を提出します。
- (3) 放課後教室では、おやつ、お茶は出ません。夏休みなど長期休業日にお扈をまたいで利用される場合は、お弁当・飲み物をご持参ください。
- (4) 遊び道具は放課後教室で用意します。ただし、工作等で必要なものがある場合には事前に連絡をします。
- (5) 放課後教室の開室時間は午後6時までです。(延長利用の方は午後7時まで)  
それまでに必ず児童を迎えに来てください。  
お迎えは、申込書に記載がある満18歳以上の方に限ります。
- (6) 夏休みなどの長期休業日は、申込書に記載のある方の送迎が必要となります。  
直接、職員に児童の引き渡しをお願いします。

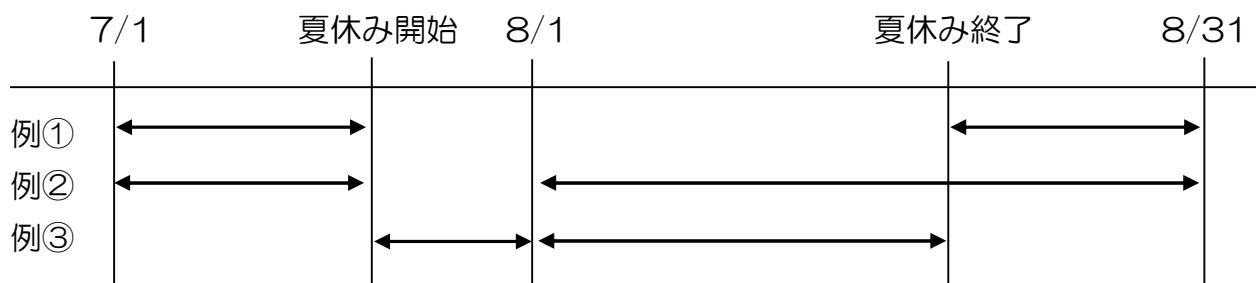
## 9 延長利用

- (1) 午後7時までの延長を利用するには、事前のお申し込みが必要です。  
延長利用のお申し込みには、保護者全員分の就労証明が必要です。  
審査後、土岐市長が必要と認めた方に限り、延長が利用できます。
- (2) 延長利用する方を把握するため、前月20日までに翌月分の延長利用日予定表を教室にご提出ください。

## 10 利用料

- (1) 通常月は3,000円／月、夏休みは6,000円／月です。  
1ヶ月のうち、1日でも利用があれば利用料が発生します。  
1日も利用しなかった月は、費用は発生しません。
- (2) 延長利用は、1,500円／月です。(1)の利用料に加算されます。  
1ヶ月のうち1日でも延長を利用した場合は延長費用が発生します。  
延長を利用しなかった月は、延長費用は発生しません。
- (3) 利用料の納入は、口座振替にてお願いします。  
利用した月の翌月末日に登録口座から引き落とされます。ただし、月末が銀行休業日の場合は、翌営業日が引き落とし日となります。  
口座登録は、金融機関で手続きが必要です。登録用紙は、利用申込時にお渡しします。
- (4) 小学校の口座登録とは別で手続きが必要です。また、小学校の口座と同じでなくとも構いません。
- (5) 児童一人ごとに口座登録が必要です。
- (6) 利用料の未納が続く場合は、利用をお断りする場合があります。

<夏休み利用料の例>



例① 夏休みの利用がない場合 7月分 3,000円 8月分 3,000円

例② 7月は夏休み前までの利用、8月は夏休みを利用した場合

7月分 3,000円 8月分 6,000円

例③ 7月も8月も夏休みだけ利用した場合 7月分 6,000円 8月分 6,000円

※延長を利用した場合は、上記金額に1ヶ月 1,500円が加算されます。

## 11 警報発表時などの対応

- (1) 授業のある日（月曜～金曜）
- ① 学校が休業となった場合は、放課後教室も休室となります。
  - ② 放課後教室開始前に、土岐市に警報が発表され下校した場合は、放課後教室は休室となります。
  - ③放課後教室利用後に、土岐市に警報が発表された場合は、放課後教室は休室となりますので、速やかにお迎えをお願いします。
- (2) 夏休みなどの長期休業日
- ① 午前7時の時点で、土岐市に警報が発表されている場合は、放課後教室は休室となります。

- ② 開室中に土岐市に警報が発表された場合は、放課後教室は休室となりますので、速やかにお迎えをお願いします。
- (3) 感染症が流行した場合、放課後教室は学校の措置に準じて対応します。

## 12 傷害保険

- (1) 放課後教室を利用する児童は、必ず傷害保険に加入していただきます。
- (2) 傷害保険加入料は、一人 800 円／年です。
- (3) 保険期間は、4月1日から翌年3月31日までです。
- (4) 傷害保険の補償内容については下記のとおりです。

傷害保険：傷害死亡 3,000 万円、後遺障害（最高）4,500 万円

　　入院（日額）4,000 円、通院（日額）1,500 円

　　賠償責任保険（支払限度額）

　　対人・対物賠償（合算）1 事故 5 億円（対人賠償は 1 人 2 億円）

　　突然死葬祭費用保険支払限度額 180 万円

- (5) 保険料は、いかなる理由があっても返金できません。

## 13 その他

- (1) 申込書の記載事項に変更があった場合は、こども家庭課までご連絡ください。
- (2) 放課後教室は小学校の活動ではありませんので、保護者の責任においてご利用していただきますようお願いします。
- (3) 放課後教室関連書類は、以下の土岐市ホームページで確認できます。  
<https://www.city.toki.lg.jp/kosodate/shien/1006182/index.html>  
ページ番号 1006182（ページ番号で検索できます。）

### 【お問い合わせ先】

土岐津放課後教室	TEL 54-1450
下石放課後教室	TEL 57-2290
妻木放課後教室	TEL 57-5080
濃南放課後教室	TEL 52-2026
駄知放課後教室	TEL 59-5070
肥田放課後教室	TEL 54-4078
泉放課後教室	TEL 55-8886
泉西放課後教室	TEL 54-2916
こども家庭課	TEL 54-1111（内線 182）